

平成26年8月28日

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課 賃金時間室

大臣官房参事官 里見 隆治

主任中央賃金指導官 辻 知之

副主任中央賃金指導官 久富 康生

(代表電話) 03(5253)1111(内線5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

報道関係者各位

全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は780円。全都道府県で生活保護水準との乖離が初めて解消～

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、今日までに、平成26年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)を答申しました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

地方最低賃金審議会では、7月29日に中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)から示された「平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として調査・審議が行われました。

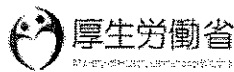
答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月下旬までに順次発効される予定です。

【平成26年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は780円(昨年度764円、16円の引上げ)。
- ・改定額の分布は677円(鳥取県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)～888円(東京都)。
すべての地方最低賃金審議会で13円以上(13円～21円)の引上げが答申された。
- ・平成20年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準との乖離が解消される見込み。

(別紙)平成26年度 地域別最低賃金額答申状況(PDF:197KB)

(参考)地域別最低賃金の改正手続の流れ(PDF:66KB)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

(別紙)

平成26年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
北海道	748 (734)	14	(平成26年10月8日)
青 森	679 (665)	14	(平成26年10月24日)
岩 手	678 (665)	13	(平成26年10月4日)
宮 城	710 (696)	14	(平成26年10月16日)
秋 田	679 (665)	14	(平成26年10月5日)
山 形	680 (665)	15	(平成26年10月17日)
福 島	689 (675)	14	(平成26年10月4日)
茨 城	729 (713)	16	(平成26年10月4日)
栃 木	733 (718)	15	(平成26年10月1日)
群 馬	721 (707)	14	(平成26年10月5日)
埼 玉	802 (785)	17	(平成26年10月1日)
千 葉	798 (777)	21	(平成26年10月1日)
東 京	888 (869)	19	(平成26年10月1日)
神奈川	887 (868)	19	(平成26年10月1日)
新 潟	715 (701)	14	(平成26年10月4日)
富 山	728 (712)	16	(平成26年10月1日)
石 川	718 (704)	14	(平成26年10月5日)
福 井	716 (701)	15	(平成26年10月4日)
山 梨	721 (706)	15	(平成26年10月1日)
長 野	728 (713)	15	(平成26年10月1日)
岐 阜	738 (724)	14	(平成26年10月1日)
静 岡	765 (749)	16	(平成26年10月5日)
愛 知	800 (780)	20	(平成26年10月1日)
三 重	753 (737)	16	(平成26年10月1日)
滋 賀	746 (730)	16	(平成26年10月8日)
京 都	789 (773)	16	(平成26年10月22日)
大 阪	838 (819)	19	(平成26年10月5日)
兵 庫	776 (761)	15	(平成26年10月1日)
奈 良	724 (710)	14	(平成26年10月3日)
和歌山	715 (701)	14	(平成26年10月17日)
鳥 取	677 (664)	13	(平成26年10月4日)
島 根	679 (664)	15	(平成26年10月5日)
岡 山	719 (703)	16	(平成26年10月5日)
広 島	750 (733)	17	(平成26年10月1日)
山 口	715 (701)	14	(平成26年10月1日)
徳 島	679 (666)	13	(平成26年10月1日)
香 川	702 (686)	16	(平成26年10月1日)
愛 媛	680 (666)	14	(平成26年10月12日)
高 知	677 (664)	13	(平成26年10月26日)
福 岡	727 (712)	15	(平成26年10月5日)
佐 賀	678 (664)	14	(平成26年10月4日)
長 崎	677 (664)	13	(平成26年10月1日)
熊 本	677 (664)	13	(平成26年10月1日)
大 分	677 (664)	13	(平成26年10月3日)
宮 崎	677 (664)	13	(平成26年10月16日)
鹿児島	678 (665)	13	(平成26年10月19日)
沖 縄	677 (664)	13	(平成26年10月24日)
全国加重平均額	780 (764)	16	

※1 括弧書きは、平成25年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。